

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑤)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化				担当部局 課室名	自治財政局財政課 他4課			作成責任者名	自治財政局財政課長 内藤 尚志		
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。				年度ごとの実績(値)				分野【政策体系上の 位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	地方公共団体の安定的な財政運営に資するため、必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。					27年度			政策評価実施 予定時期	平成30年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標 は、主要な測定指標)	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
						27年度	28年度	29年度				
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	① 一般財源総額 一般財源比率 <アウトカム指標>	平成27年度一般財源総額 (通常収支分)61兆5,485億円 (水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率 (通常収支分)66.9%	26年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	—	—	—	地方の安定的な財政運営のためには、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する必要があることから、指標として設定。  【参考(平成25年度実績)】 平成26年度一般財源総額 (通常収支分) 60兆3,577億円 (水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率 (通常収支分) 65.7% 平成25年度一般財源総額 (通常収支分) 59兆7,526億円 (水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率 (通常収支分) 65.4% 平成24年度一般財源総額 (通常収支分) 59兆6,241億円 (水準超経費除き58兆9,741億円) 平成24年度一般財源比率 (通常収支分) 65.3%		
	2 地方債依存度 <アウトカム指標>	平成27年度地方債依存度 (通常収支分)11.1%	26年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	29年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	—	—	—	平成26年度地方債依存度 (通常収支分) 12.7% 平成25年度地方債依存度 (通常収支分) 13.6% 平成24年度地方債依存度 (通常収支分) 13.6%  借入金残高 平成26年度末見込み 200兆円 平成25年度末見込み 201兆円 平成24年度末見込み 201兆円		
	3 借入金残高 <アウトカム指標>	平成27年度末見込み 199兆円	26年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	29年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	—	—	—	平成26年度財源不足額(通常収支分)10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 平成25年度財源不足額(通常収支分)13兆2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2,676億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2,131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円 平成24年度財源不足額(通常収支分)13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆7,313億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,333億円 ・財源対策債の増発 8,200億円		
	4 地方財政対策の状況 <アウトカム指標>	平成27年度財源不足額(通常収支分)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円	26年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	—	—	—	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。  ※臨時財政対策債: 地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債。 ※財源対策債: 地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債。		
	5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置 <アウトカム指標>	震災復興特別交付税 平成27年度(当初) 5,898億円	26年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。	29年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。	—	—	—	震災復興特別交付税 平成26年度(当初+補正) 5,750億円 平成25年度(当初+補正) 6,627億円 平成24年度(当初+補正) 6,704億円		

地方財政の健全化を推進すること	6	実質公債費比率等の状況 <アウトカム指標>	<p>○平成25年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率 都道府県13.5%、市町村8.6%</li> <li>・将来負担比率 都道府県200.7%、市町村51.0%</li> </ul> <p>○平成25年度末における財政健全化団体等の数(平成25年度をもって計画を完了した団体を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 1団体</li> <li>・財政再生団体 1団体</li> <li>・経営健全化団体 17団体(18公営企業会計)</li> </ul> <p>○平成25年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 1団体</li> <li>・財政再生団体 0団体</li> <li>・経営健全化団体 7団体(7公営企業会計)</li> </ul> <p>○平成25年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期健全化基準 0団体</li> <li>・財政再生基準 0団体</li> <li>・経営健全化基準 5団体(5公営企業会計)</li> </ul>	26年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	29年度	<p>地方財政の健全化のためには、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。</p> <p>【参考(平成25年度実績)】</p> <p>○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率 都道府県 13.7% 市町村 9.2%</li> <li>・将来負担比率 都道府県 210.5% 市町村 60.0%</li> </ul> <p>○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9%</li> <li>・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2%</li> </ul> <p>○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 10.5%</li> <li>・将来負担比率 都道府県 220.8% 市町村 79.7%</li> </ul> <p>○平成24年度末における財政健全化団体等の数(平成24年度をもって計画を完了した団体を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 2団体</li> <li>・財政再生団体 1団体</li> <li>・経営健全化団体 19団体(20公営企業会計)</li> </ul> <p>○平成23年度末における財政健全化団体等の数(平成23年度をもって計画を完了した団体を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 2団体</li> <li>・財政再生団体 1団体</li> <li>・経営健全化団体 27団体(32公営企業会計)</li> </ul> <p>○平成22年度末における財政健全化団体等の数(平成22年度をもって計画を完了した団体を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 6団体</li> <li>・財政再生団体 1団体</li> <li>・経営健全化団体 32団体(38公営企業会計)</li> </ul> <p>○平成24年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0団体</li> <li>・財政再生団体 0団体</li> <li>・経営健全化団体 11団体(12公営企業会計)</li> </ul> <p>○平成23年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 4団体</li> <li>・財政再生団体 0団体</li> <li>・経営健全化団体 5団体(6公営企業会計)</li> </ul> <p>○平成22年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 7団体</li> <li>・財政再生団体 0団体</li> <li>・経営健全化団体 7団体(10公営企業会計)</li> </ul> <p>○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期健全化基準 0団体</li> <li>・財政再生基準 0団体</li> <li>・経営健全化基準 1団体(1公営企業会計)</li> </ul> <p>○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期健全化基準 0団体</li> <li>・財政再生基準 0団体</li> <li>・経営健全化基準 5団体(5公営企業会計)</li> </ul> <p>○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期健全化基準 0団体</li> <li>・財政再生基準 0団体</li> <li>・経営健全化基準 2団体(2公営企業会計)</li> </ul>
							—

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費(昭和23年度)	77百万円 (49百万円)	56百万円	49百万円	1~6	・地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等 ・地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意、各種情報提供等 ・地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析、地方公営企業制度の企画・立案に係る検討会の開催	0024	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	17,884,315百万円 (17,720,976百万円)	17,698,900百万円	18,038,497百万円	1,4,5	【活動指標(アウトプット)】 ・地方財政計画 ・地方交付税法等の一部を改正する法律案の成立	—	
(3)	地方交付税法(昭和25年)	—	—	—	1~5	内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。		
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年)	—	—	—	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。		
政策の予算額・執行額		17,884,393百万円 (17,721,024百万円)	17,698,955百万円	18,038,545百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。